

円満想続の3K「感謝・絆・供養」

月刊ニュースレター

想 続

Vol. 6 (2011年3月号)

発行：一般社団法人 日本想続協会

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-1 岡野ビル 4F

TEL 03-3404-1225 FAX 020-4664-9664

E-mail info@n-sk.org (担当：内田)

☆定期購読（無料）をご希望の方は上記へどうぞ！

遺言があってもモメる！？

こんにちは。想続塾・塾長の内田麻由子です。今月は、せっかく遺言をつくってあったにもかかわらず、悲しい相続争いになってしまった、というお話です。

金沢市内に不動産などの財産を所有していたA子さんには、長男と長女がいました。Aさんは1993年に、「長男に全財産を相続させる」という遺言書をつきました。ところが、その長男が2006年に、A子さんよりも先に亡くなってしまったのです。長男には3人の子供がいました。Aさんのお孫さんたちです。長男が亡くなってから何年か経って、Aさんも亡くなりました。

Aさんが亡くなると、Aさんの遺産をめぐって、長女と孫の間で相続争いになってしまいました。当人同士は、おぼと、おい・めいの関係です。

民法では、親より先に子が亡くなっている場合には、孫が相続人となります。

これを「代襲相続（だいしゅうそうぞく）」といいます。遺言がない場合の法定相続分は、長女が1/2、長男の3人の子（Aさんの孫）がそれぞれ1/6ずつです。

遺言がある場合には、遺言が優先しますが、長女には、民法で定められている最低限の相続権があります。これを「遺留分（いりゅうぶん）」といいます。長女の

遺留分は、この場合 1/4 です。

孫たちは、「おばあちゃんが遺言で、父に全財産を相続させると書いていたのだから、父の代わりに自分たちが全財産を相続できるはずだ」と言いました。

一方、長女のほうは、「自分にも法定相続分を相続する権利がある。母の遺言には、孫に財産をあげるなどとは一言も書いていなかったではないか」と言うわけです。とうとう裁判で徹底的に争うことになってしまいました。

はじめの裁判（一審）では、孫の言い分が認められました。「亡くなった長男の子3人が全財産を相続することは、長男に全財産を遺したいと望んでいた母親の意に沿う」と判断したのです。

この判決を不服とした長女は、控訴しました。するとつぎの裁判（二審）では、長女の言い分が認められたのです。「遺言には、長男が死亡した場合には子が代襲相続するとは明記されていなかったから」というのがその理由です。

さて、みなさんは、孫と長女のどちらの言い分を支持しますか？

最高裁は、二審の判決を支持し、長女の言い分を認めました。つまり、遺言においては、代襲相続は考慮しないということです。

このように、せっかく遺言書をつくっておいても、相続が「争続」になってしまうこともあるのですね。

では、A子さんは、どのような遺言を書いておけばよかったですでしょうか。

まず考えられるのは、長男が先に亡くなった時点で遺言をつくりなおし、「3人

の孫に全財産を相続させる」とする方法です。またはあらかじめ「長男に全財産を相続させる。長男が死亡している場合には3人の孫に全財産を相続させる」とすることもできます。しかしこれらの遺言では、長女の遺留分を無視しています。

では、「長女にもいくらかの（遺留分相当額の）財産を相続させる」という遺言さえつくっておけば大丈夫でしょうか。でもそれでは、はたして長女がその金額で納得するかどうかは、相続が起きてみないとわかりません。

遺言は、贈与とちがって、遺言を書く人の「一方通行」の行為です。相続人の全員が遺言に納得してくれればよいのですが、一人でも納得できない相続人がいると大変です。せっかく遺言をつくっておいても、いやむしろ遺言があったがために、かえってモメることになってしまいます。

大切なことは、遺言をつくるのならば、自分の口から、遺言の内容と、なぜそのような遺言にするのかを伝えて、相続人全員の合意を得ることです。そして、家族の状況や財産の状況が変わった場合や、税制などの法律が変わった場合には、遺言の見直しをしましょう。 (税理士 内田麻由子)

～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～

相続&想続を楽しく学ぶ「想続塾」を毎月開催中。ご夫婦・親子でご参加くださいね。

★3月30日(水) 14:00～16:00 第6回「想続塾」

テーマ「大切な家族のための供養」・講師 葬祭業コンサルタント 武藤頼胡 氏

★4月27日(水) 14:00～16:30 第7回「想続塾」

テーマ「相続大增税！サザエさん家で学ぶ、やさしい相続対策」講師 内田麻由子